平成２１年（フ）第４０６号
兵庫県伊丹市南野北３丁目９番25―１Ｄ号
債務者　堀　　文江
1　決定年月日時　平成21年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第４３４号
兵庫県川西市西多田２丁目33番３号
債務者　三宅　千織
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第６９号
高知県四万十市中村新町４丁目18番地
債務者　小松　秀幸
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２１年（フ）第７０号
高知県四万十市中村新町４丁目18番地
債務者　小松さおり
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２１年（フ）第３５１号
佐賀県鳥栖市大正町731番地10
債務者　池田　博文
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３７７号
佐賀県多久市北多久町大字小侍642番地１
債務者　森永　豊子
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３９８号
佐賀県三養基郡みやき町大字簑原4288番地
債務者　小原木康夫
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４２５号
佐賀県小城市牛津町上砥川496番地４
債務者　上瀧サトコ
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４４３号
佐賀県三養基郡上峰町大字坊所2256番地４、申立時の住所佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉田2736番地29　ベラ・ローザＡ―101号
債務者　秋吉　英俊
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１２１号
佐賀県唐津市八幡町638番地47　美帆が丘市営住宅137号
債務者　岩本　　愛
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２１年（フ）第４６号
沖縄県国頭郡今帰仁村字諸志134番地
債務者　仲村　光司
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２１年（フ）第５１号
沖縄県国頭郡本部町字備瀬355番地
債務者　新垣　淳弘
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２１年（フ）第５７号
沖縄県国頭郡宜野座村字漢那1690番地の１
ＨＱＤＭ　ＴＡＵＲＵＳ　Ｎｉｎａ　201
債務者　西平　哲也
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２１年（フ）第５８号
沖縄県国頭郡国頭村字半地250番地　日栄アパート102号
債務者　細川　　博
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２１年（フ）第７０７号
千葉県松戸市松戸2032番地１ヴァンテアンⅢ―103号、申立時の住民票上の住所千葉県市川市下貝塚１丁目14番18号
債務者　岡崎　正春
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第７２１号
千葉県野田市山崎2703番地県営住宅１―203
債務者　飯森奈津江
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第７３４号
千葉県松戸市新作134―５プロムナード北松戸２―205、住民票上の住所千葉県印西市木下1721番地６
債務者　赤間　春雄
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部